

国立大学法人滋賀医科大学人権問題委員会規程

平成16年4月1日制定

令和4年9月28日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学における人権問題に関する諸問題について審議するため、人権問題委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止・解決等に関すること。
- (2) 同和問題に関すること。
- (3) 外国人の人権に関すること。
- (4) その他人権問題に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は事務局長 1名
 - (2) 附属図書館長
 - (3) 医学科基礎医学講座、学内教育研究施設の教員 3名
 - (4) 医学科臨床医学講座又は附属病院の教員 3名
 - (5) 看護学科の教員 2名
 - (6) 看護部長
 - (7) クオリティマネジメント課長及び学生課長
 - (8) 法律学及びハラスメントに関し専門的知識を有する学外者 若干名
 - (9) その他委員長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号から第5号まで、第8号及び第9号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事又は事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日から施行する。